

『休眠預金等に係る移管及び管理並びに活用に関する法律案』  
に対するパブリックコメント

公益財団法人 公益法人協会  
理事長 太田 達男

本法律案の策定にあたり、ご努力いただきました「休眠預金活用推進議員連盟」の皆様には深甚なる感謝と敬意を表させていただくとともに、本構想の実現に向けて一層のご尽力をお願い申し上げます。

本制度については私どもといたしましても、基本的に賛成でございますが、なお細部につきましてはパブリックコメントの機会をお借りして、以下の通り意見を述べさせていただきます。

1. 休眠預金等の活用に関する基本理念について

(1) 第三 1 休眠預金等の活用に関する基本理念について、(1)は「人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急激な変化が見込まれる中で行政が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、民間の団体が行う公益に資する事業であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資するもの（以下「民間公益活動」という。）に活用されるものとする。」とあるが、この理念は行政が本来行うべき公的事業を決して肩代わり、補完するものではなく、民間公益団体がその自発的な意思により、本来持つ柔軟で機動的、先見的、創造的な活動を支援し、その資金として活用するものであることをより明確に示していただきたい。

(2) また、第三 1 休眠預金等の活用に関する基本理念について、(2)は「①生活困窮者等の支援事業、②子ども・若者の支援事業、③地域の支援に係る事業ならびに④その他内閣府令で定める事業」とあるが、本法で規定される①、②、③はその範囲が狭く、本来税金を原資として行政が対応すべき施策（その多くは最低水準の維持）の肩代わり・補完と誤解される恐れがある。文化芸術の継承と発展、被災者・犯罪被害者の支援、環境保全、国際的NGO活動、人権擁護、消費者保護そしてこれらの民間公益組織の支援を行う中間支援団体など、多種多様な社会的課題を解決し、もって国民の幸福を追求するための幅広い民間公益活動を支援することが明らかになるよう、本法での例示と内閣府令で定める事業を考えていただきたい。その際、公益認定法の別表の22事業や特定非営利活動促進法別表の20事業の規定が参考となると思料する。

2. 指定活用団体等について

(1) 今般のスキームにおいて、指定活用団体は民間公益活動促進事業を推進・統

轄し、管理する重要な役割を担っている。特に実際に民間公益活動を推進するため、資金分配団体に対し助成・貸付等を行うにあたっては、当該民間活動を知悉した民間の有識者の存在が必須と考えられる。

従って指定活用団体の役職員の選任にあたっては、民間公益活動の有識者や経験者をあてるべきであり、天下りの公務員等を役員等に選任すべきではない。

現・元公務員が実権を握る指定活用団体では、官庁独特の管理、監督が基本となり民間組織としての性格が失われる可能性が高い。

(2) また指定活用団体は本件事業の統括・管理組織であることからスリムであるべきであり、徒に巨大化させてはならない。さらに指定活用団体はいわば本部組織として統轄や管理等にその機能を純化させるべきであり、第五の2 民間公益活動促進事業の(1)の②の如く民間公益活動を行う団体に対する貸付けは具体的な公益活動に直結しており、例えそれが金融機関その他の団体に委託して行うものであってもすべきではない。

(3) 休眠預金等活用審議会については、政府(内閣府)の基本方針や基本計画の妥当性等についてその諮問を受けて審議を行うものであるが、形式的な審議を行うものではなく、民間公益活動経験者やその知見を有する者からなる委員による有益かつ実質的な議論が行われる場とすべきである。また、常勤の事務局員を必要とすることとなる場合においては、できるだけスリムな構成であるべきであり、上記と同じ理由で、民間公益活動の経験者や知見者がその大半を占めることとされたい。

### 3. 資金分配団体ならびに民間公益活動を行う団体(現場の団体)について

本法律案骨子では詳細は明らかになっていないが、具体的には以下の点に留意し法案作成をしていただきたい。

#### (1) 資金分配団体

①現場の団体のニーズを知悉し、それを拾い上げることが最も重要であるが、それを把握している団体が選ばれるべきである。その場合、i)地域のニーズを把握している地域所在の団体のみならず、ii)一定の公益分野について専門的な知見に基づき日本全体のニーズを把握している全国団体や広域活動団体も資金分配団体の対象とされたい。

つまり、ある公益事業分野において、地域的特性という「面(横糸)」と、全国的な課題特性という「線(縦糸)」の両面で織りなすことが、全体としてより効果的な支援活動となると考える。

②助成金の算定対象費用として、適切な事業管理に要する費用も含まれること。

③資金分配団体は単に助成等の資金支援を行い結果の報告を受け、その過程で適切な監督を行うだけでなく、助成等を受ける現場の団体における事業遂行能力、経営管理能力、新たな資金調達能力などのいわゆるキャパシティビルディングを、

支援し助言できる団体でなければならないこと。

④助成等の対象事業の成果（アウトカム）を評価分析し、次の助成等に生かすことも求められること。

（２）現場の団体

①民間公益活動においては、その担い手は個人の集合である場合もあることから、法人格の種類や有無を問わずその実体で判断し、広く民間公益活動を行っている団体とすることが重要であること。

②現場の団体には必ずしも過去の実績を条件とすることなく、まして、行政からの委託事業実績を条件とするべきでないこと。

以上